

秋田県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年9月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田天王線	秋田市下新城中野字琵琶沼439番7から字街道端西27番8まで

2 供用開始の期日 平成25年9月6日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年9月6日から同月19日まで